

## 令和 8 年第 2 回国立大学法人旭川医科大学役員会 議事要旨

1. 日 時 : 令和 8 年 2 月 18 日 (水) 15 時 40 分～17 時 00 分
2. 場 所 : 学長室
3. 出席者 : 西川 祐司学長、奥村 利勝理事、東 信良理事、佐古 和廣理事、辻 泰弘理事
4. 欠席者 : なし
5. 陪席者 : 吉崎 敏樹監事、川辺 淳一副学長、牧野 雄一副学長、吉原 秀昭副学長、  
成田事務局次長 (総務・教務担当)、郡事務局次長 (病院担当)、長谷川総務課特任課長、  
佐藤人事課長、木村財務課長、石坂経営企画課長

議事に先立ち、西川学長から、令和 8 年第 1 回役員会 (令和 8 年 1 月 14 日開催) の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議題

#### 1. 教員のクロスアポイントメント制度の適用について

本件について、西川学長の発議後、佐藤人事課長から資料 1 に基づき、笹島講師 (実験実習機器センター所属) に係るクロスアポイントメント制度の適用期間延長について説明があった。

- ・相手機関 : HILO 株式会社 (大学研究成果の社会実装を目的とする企業)
- ・適用期間 :  
現行 : 令和 8 年 3 月 31 日まで  
申請 : 令和 9 年 3 月 31 日まで (1 年間延長)
- ・従事割合 :  
本学 60%、HILO 株式会社 40%を基本とし、業務進捗に応じて年度途中で最大 50%まで年度途中で調整可能

次いで、審議の結果、期間延長及び従事割合について原案どおり了承された。

#### 2. 国家公務員等の旅費制度の改正を受けた本学の対応について

本件について、西川学長の発議後、木村財務課長から資料 2 に基づき、令和 7 年 4 月 1 日施行の国の旅費制度改正に伴う本学の対応について説明があった。

##### (1) 国の制度改正の概要

- ・国は経済社会情勢の変化及び事務負担軽減を目的に旅費制度を大幅に改正。主な改正点は次のとおり。
  - ① 日当の見直し
  - ② 宿泊料の定額支給から上限額付き実費支給へ変更
  - ③ 移転料 (引越費) を予定額支給から実費支給へ変更
- ・多くの国立大学は国制度に準拠して旅費規定を整備してきたが、今回の改正は規模が大きく、実費化による財務影響の精査が必要であること。
- ・道内国立大学は旅費システム及び旅費計算業務を共同調達しており、令和 7 年 4 月 1

日時点では本学を含む多くの大学が新制度に対応できなかったこと。

- ・道内大学間ではシステム共通利用の観点から、費目と計算方法の一定の統一が必要であり、北海道大学の改正内容を踏まえて検討することで合意していたこと。
- ・北海道大学より、①日当、②宿泊料、③移転料の見直し案が示されたこと。
- ・本学に北海道大学の制度へ追随する義務はないが、独自規定とした場合、システム改修費や計算業務が増加する可能性があるため慎重な判断が必要であること。

## (2) 本学の対応方針

- ・国の改正趣旨、本学の財務状況、教職員の事務負担軽減、旅費計算業務の簡素化を総合的に考慮して対応すること。
- ・日当・宿泊料単価の見直しは物価水準等の調査を要し、相当の作業負担が見込まれることから、令和8年度内、遅くとも令和8年10月1日の改正を目指すこと。
- ・一方、令和8年4月着任者の移転料は早急な対応が必要であり、引越費高騰を踏まえ次のとおり先行措置を講じること。
  - ① 令和8年4月1日から移転料の実費支給を可能とすること。
  - ② 対象者は国等からの人事交流者に限定すること。
  - ③ 実費支給の上限は本学定額単価の2倍とすること。

## (3) 規程・細則改正案の概要

- ・旅費規程改正案
  - ・第22条第2項：学長が特に必要と認めた場合、移転料の実費支給を可能とする規定を新設。
- ・旅費細則改正案
  - ・第17条第2項：実費支給対象を人事交流者に限定。
  - ・第17条第3項：実費支給額の上限を定額の2倍とする規定を新設。
  - ・別表第1：移転料支給時に必要な支払証明書類を追加。
- ・学内運用ルール
  - ・申請書、見積書、領収書等の必要書類を明記。
  - ・国の基準を踏まえ、移転料に含められない費用を整理。
- ・関連様式
  - ・本学定額の一覧等、赴任者の判断に資する参考資料を整備。

次いで、審議の結果、本学の対応方針及び旅費規程・旅費細則の改正案は原案どおり了承された。なお、審議過程における主な意見は次のとおり。

- ・4月異動時の負担は大きく、引越費高騰は深刻な状況。異動時期の前倒しや単身先行などの工夫が各所で行われている。宿泊費も上昇しており実費支給を求める声強い。実費化にあたっては上限設定が極めて重要である。(辻理事)
- ・今回は対象者を限定したうえで実費支給とし、上限を定額の2倍とする措置を講じる。財政状況を踏まえると現実的対応である。(西川学長)
- ・職階区分の見直し方針について確認したい。(西川学長)
- ・区分統一方向で検討したいが、一部職員に不利益となり得るため説明が必要。過半数

代表への説明等、慎重な議論が必要となる可能性がある。(木村財務課長)

### 3. 国立大学法人役員賠償責任保険について

本件について、西川学長から発議後、木村財務課長から資料3に基づき、令和8年度の国立大学法人役員賠償責任保険への加入方針について説明があった。

#### (1) 保険の概要

- ・本保険は有限会社国大協サービスが提供し、役員個人が賠償責任を問われた場合に備えるものである。
- ・独立行政法人通則法第25条の2が国立大学法人に準用され、役員が任務懈怠により法人へ損害を与えた場合、役員個人が賠償責任を負う旨が規定されている。
- ・法人の賠償責任は「国大協保険」で概ねカバーされるが、以下は対象外であり補完が必要。
  - ① 役員個人が法人へ損害を与えた場合の個人責任
  - ② 教職員・学生等への雇用関連責任（ハラスメント、不当解雇、差別的待遇等）
  - ③ 知的財産・共同研究に関する損害で役員が賠償請求された場合
- ・対象者は学長、理事4名、監事2名の計7名。

#### (2) 補償内容に関する検討点

- ・国際共同研究や知財取引の増加を踏まえ、補償地域を「国内」から「全世界」へ拡大する選択肢があること。
- ・役員個人の責任補償を含むため、保険会社からは法人と役員の費用負担を求められており、負担割合は令和7年度と同様とすること。
  - ・法人負担：90%
  - ・役員負担：10%（俸給月額に応じて按分）

#### (3) 雇用慣行法人オプション（加入要否）

- ・本オプションは次の場合に法人及び使用人を補償対象とする。
  - ・部下への差別的行為、ハラスメント等により法人又は上司個人が損害賠償請求を受けた場合
- ・保険料はメイン保険より高額で、
  - ・補償額1,000万円：70万2,000円
  - ・補償額3,000万円：93万6,000円
- ・加入する場合の保険料は法人が全額負担する方針とする。

次いで、審議の結果、補償地域を「全世界」へ拡大し、雇用慣行法人オプション（補償額1,000万円）に新規加入すること、費用負担は現行どおり（オプション分は全額法人負担）とすることとした。審議過程における主な意見は次のとおり。

- ・雇用慣行法人オプションの加入単位（役員毎か一括か）について確認したい。（佐古理事）
- ・本オプションは法人として加入するものであり、補償対象は役員に限らず法人全体の

使用人となる。(木村財務課長)

- ・ハラスメントの発生頻度は高く、加入が望ましい。(佐古理事)
- ・補償地域を全世界とした場合の保険料の増額は約2万円と少額であり、拡大が望ましい。(東理事)
- ・他大学の支払実績も確認すべき。補償額3,000万円の本体保険に加え、雇用慣行法人オプションを付加すると保険料は計約140万円となり、最終的にはオプションを付加する是非が論点となる。(東理事)
- ・全国79法人中33法人が雇用慣行法人オプションに加入している。全世界補償の要否は大学ごとの国際案件の多寡が判断材料になる。(木村財務課長)
- ・雇用関連の敗訴リスクは適正運用がされていけば大きくない。一方、知的財産関連は最もリスクが高く、外国企業との契約では訴訟可能性もある。本学は国際案件が多いわけではないが、ハラスメントは避けがたいため、オプション加入は必要と考える。(辻理事)
- ・役員賠償の具体像について確認したい。(吉崎監事)
- ・個人責任は任務懈怠時の法人損害が中心であり、通常保険で補償されない領域を本保険で補完する。(木村財務課長)
- ・役員個人の責任認定は企業でも稀だが、備えは必要。(吉崎監事)
- ・訴えられた際のリスクを軽減する体制が重要。(木村財務課長)
- ・医師賠償責任も同じ構図。個人の重大な過失があれば求償される可能性があるため、最低限の備えは必要。(佐古理事)
- ・補償地域は全世界適用で進めるべきか。(西川学長)
- ・全世界適用でお願いしたい。(東理事)
- ・補償領域の拡大により保険料は27万4,000円(約2万4,000円増)となること、雇用慣行法人オプション(補償額1,000万円)に新規加入すること、保険料70万2,000円は法人が全額負担するという本議論を確認した。(木村財務課長)

#### 4. 寄附講座の期間延長について

本件について、西川学長から発議後、磯本研究・学術情報課長から資料4に基づき、人工関節講座から令和9年3月31日まで1年間の期間延長が申出された旨の説明があり、審議の結果、同講座の期間延長が了承された。

#### 5. 寄附講座の新規設置について

本件について、西川学長から発議の後、磯本研究・学術情報課長から資料5に基づき、説明があり、審議の結果、「統合腎臓治療学講座」の新規設置が了承された。

#### 6. 共同研究講座の期間延長について

本件について、西川学長から発議の後、磯本研究・学術情報課長から、資料6に基づき、消化器先端医学講座から、令和9年3月31日までの1年間の期間延長が申出された旨の説明があり、審議の結果、同講座の期間延長が了承された。

## 報告事項

### 1. 令和7年度予算状況（実績・見込）【12月分】について

木村財務課長から資料7に基づき、令和7年度予算状況（12月分）について報告があった。

#### （1）見込額修正のポイント

##### ① 運営費交付金（1.69億円）の按分修正

- ・当初：大学1.32億円・病院0.37億円。
- ・文科省指示により全額を大学セグメントに計上。病院計上分0.37億円を大学側へ移動。

##### ② 病院収入（1月見込み）の下方修正

- ・11月請求額が低調であったため、前回見込み比3,900万円減額。

#### （2）大学全体の収支見込み

- ・年間収支：▲1億5,600万円。
- ・前月（▲9,300万円）比▲6,300万円の悪化。

##### 悪化要因

- ・12月収入は高稼働により+6,900万円の増。
- ・一方、手術増による診療経費（血液製剤・医療材料費等）が大幅増。
- ・1月収入見込みの減額（▲3,900万円）も影響。

#### （3）大学セグメント

- ・収支：+3億7,500万円（黒字）
- ・前月比：+5,500万円改善。

##### 主な要因

- ・運営費交付金0.37億円が病院→大学へ移動
- ・Jファンド運用益+700万円
- ・解剖学CRESTに伴う間接経費+1,000万円

#### （4）病院セグメント

- ・収支：▲5億3,100万円
- ・前月比：▲1億1,800万円悪化。

##### 主な指標

- ・病床稼働率（12月）：86.8%（計画85.6%を上回る）
- ・請求額：22億4,200万円（高水準）  
→ 2月収入の上振れが期待
- ・レセプト査定差：約▲2億円まで改善。

#### （5）全体評価

- ・12月実績は「最悪シナリオ」を僅かに上回るまで改善。
- ・1月は補正予算（1.69億円）でさらに改善見込み。
- ・ただし改善の中心は外的要因（補正予算）によるもので、自力の収支改善ではない点が課題。

##### 積立金投入状況

- ・令和5年度目的積立金 2億3,300万円
- ・令和6年度目的積立金 1億300万円

⇒ほぼ全額投入したうえでの ▲1 億 5,600 万円。

⇒積立金を除いた実質の単年度赤字は▲4 億 9,200 万円規模。

(6) 収入・支出推移

- ・収入：12 月時点計画比▲6 億 5,100 万円

ただし 12 月単月は計画超過

- ・支出：累計：+1 億 500 万円抑制

12 月は診療経費増により先月比で▲2,100 万円悪化。

(7) 人件費

- ・人員減により、計画比で人件費は「浮き」が拡大。

- ・ただし、高稼働に伴い超過勤務手当は増加見込。

→ 年度末に向けて「浮き額」は減速（上昇傾斜が緩和）する見込み。

(8) 手元資金

- ・年度末見込み：31 億 8,100 万円（寄付金除く）

- ・前月比：+4,200 万円

- ・ただし昨年度末比で年間約 6 億円減少。

- ・来年度は、人事院勧告の実施、物価高、医療設備更新により、支出増圧力が一段と高まる見通し。したがって、経営改善施策の手綱を緩められる状況にはない。

上述の説明を受けて、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・本学を被告として提起された損害賠償請求に係る訴訟費用は年度内に入金される見込みか。（東理事）
- ・年度内に入金予定。適切な時期に計上する予定である。（木村財務課長）
- ・厚労省補助金はどのように扱われるのか。（西川学長）
- ・年度内に入金される予定と聞いている。（郡事務局次長（病院担当））
- ・高稼働率でも収支は黒字・赤字の境界線上で、現行の保険診療報酬制度では極めて厳しい状況にある。2 月の稼働率目標は 90%、現状は 89%で、目標達成は可能と見込む。（東理事）
- ・今月は手術件数が多いのか。手術増は支出増を伴い、収入が増えても差分が縮まり純増に結びつきにくい。（木村財務課長）
- ・手術件数は多く、材料費も増加しているため、収支への影響を懸念している。（東理事）
- ・他院では、1 日 40 人退院→午後に入院する「二回転」運用により、年間稼働率 94%を維持している病院もある。（佐古理事）
- ・ホテルの稼働率のようだ。（辻理事）
- ・本院でも平日は一般病棟の稼働率が 100%超となり、一部の病棟では同様の入退院の入れ替えが発生している。（東理事）
- ・他院のとある外科医師によれば、手術待機が 2~3 週間に延び、手術枠が確保できない状況になっていると聞く。本学でも以前から手術室の増築案が出ているが、それが実現できれば、待機状況も改善できるのではないかと思う。また、先日も話題になったが、土曜日の手術をある程度こなすことも、収支改善策としては有効。（佐古理事）
- ・休日の手術に関しては看護師不足が最大の制約になっている。診療科は土曜手術に前向きだったが、看護部からは「土曜対応は避けたい」という強い要望があった。そのた

め、土曜日はディーンサーサリー室の眼科手術で補い、月曜など比較的空いている枠に手術を分散させることで、部分的に埋め合わせている。ただ根本的には、看護師が集まり、辞めない病院づくりが不可欠だと感じている。(東理事)

- 今年の旭川医科大学の看護学科は倍率 1.4 倍との報道があり、正直驚いた。国立大学の看護学科でこの倍率は予想外。(佐古理事)
- 昨年は 2 倍強だった倍率が今年は大きく低下した。看護系全体の人気が落ちている、と学内関係者から聞いている。(西川学長)
- 看護師の給与水準は明らかに低いと感じる。昨日聞いた話では時給 2,000 円程度で、他職種と比べても相当低い水準。これは当院に限らず、業界全体の構造的な問題かもしれない。(東理事)
- 今後が心配。定員割れの可能性も現実味を帯びてきた。(西川学長)
- 倍率が下がると選抜の幅が狭まり、入学者の質にも影響する。(東理事)
- 手術件数増による材料費増は当然として、「なぜここまで支出が増えたのか」を現場で検討しているのか気になっている。材料・運営面の見直しがどこまで行われているのか確認したい。(西川学長)
- 病院運営会議の報告では、材料の見直しだけで年間 1,600 万円の削減が可能という試算が出ている。眼内レンズや縫合糸だけで約 600 万円、その他デバイスも見直せば、1,600 万円は確実に削減できる見込み。また、個別手術の利益率もデータで可視化され、各科のトップ 13 手術を比較可能な状況。利益率が高くても手術時間が長いと回転率が低下するため、その点も踏まえて各科に検討を依頼している。なお、縫合糸は全面入れ替えを示した途端、業者が大幅に値下げし、年間約 400 万円の仕入削減につながった。競争環境を働かせることの重要性を改めて実感している。(東理事)
- 今年度末の預金残高が 30 億円まで減少する見込みで懸念している。サイバー攻撃を受け身代金を要求される事態は現実的なリスク。手元資金が 30 億円では一気に危機的状況になり得る。保険加入状況は把握していないが、未加入なら早急に検討すべき。業界の身代金の中央値は約 3 億円と言われ、復旧費用は病院であれば 10 億円規模の可能性もある。早急なリスクスタディが必要。(吉崎監事)
- 身代金を払っても完全な復旧は期待できない。データが戻る保証はなく、甚大な被害が残る。(吉崎監事)
- 身代金を払ってもシステムは戻らないし、最悪の場合、病院運営が崩壊する。当院が攻撃を受ければ診療は停止し、復旧費用は 10 億円規模が確実。バックアップはあるが、攻撃で端末ごと使えなくなるため、大量の機器を再調達し、復元作業が必要になる。復元後もしばらくは紙運用が避けられない。(東理事)
- 監査法人の講演でも、サイバー攻撃時の BCP 策定の必要性が強調された。状況はケースごとに異なり想定が難しいものの、「身代金は払わない」が原則と説明されていた。(西川学長)
- 国大協の保険はサイバー攻撃をカバーしていないのだろうか。大阪の病院でも被害があり、電子カルテが半年使えなかったと聞いている。(東理事)
- サイバー攻撃に対する BCP は早急に整備が必要。また、保険の補償範囲も合わせて確認すべき。(西川学長)
- この件は病院長会議でも議題になっていたと記憶している。(佐藤人事課長)
- 保険の有無も含め、確認する。(東理事)
- サイバー保険は存在し、病院向け商品もある。ただし保険料や補償範囲の詳細は把握

していない。復旧費用は補償対象に含まれると理解している。(吉崎監事)

## 2. 医員（専攻医）制度の新設について

西川学長から、資料8に基づき、医員（専攻医）制度の新設について報告があった。

### (1) 制度検討の背景

- ・以前の役員会において、抜本的な経営改善策として医員数削減を検討していた。
- ・しかし、多くの講座教授から医員減は困難との強い要望が寄せられた。
- ・一方で、人件費負担の軽減は必須であり、両立が課題となっていた。

### (2) 新設する「専攻医枠」の概要

- ・医員数を大きく減らさずに人件費削減が可能な仕組みとして専攻医枠を新設。
- ・対象：採用時または任用更新時に専門医資格を有していない医員  
※ただし、週5日勤務の医員は除外
- ・運用：専門医未取得者は、採用・更新のタイミングで必ず専攻医枠へ入る。

### (3) 処遇及び削減効果

- ・日給：9,500円  
(現行医員日給11,245円 →一定の抑制)
- ・年間削減効果：約6,200万円を見込む。

### (4) 今後の予定

- ・本制度の新設方針について、明日の全学説明会で説明を行う予定。

## その他

### 1. 次回役員会開催予定

令和8年3月18日(水) 教育研究評議会終了後に、次回の役員会を開催すること。